

OSS 申請共同利用システム
操作マニュアル

【依頼人編 一時抹消】

令和 7 年 1 月

【2. 3版】

【無断複製、転載、再配布厳禁】

公益財団法人 自動車情報利活用促進協会

目次

1. 主な OSS 申請の流れ	1-1
1.1 主な OSS 申請の流れと本システムの機能	1-1
1.1.1 ステータス遷移及び利用機能について	1-1
2. 依頼人編_担当者業務_一時抹消	2-3
2.1 依頼データ初期登録	2-3
2.1.1 依頼データ初期登録	2-3
2.2 依頼データ検索	2-4
2.2.1 依頼データ検索	2-4
2.2.2 依頼データ照会	2-7
2.2.3 依頼データ更新	2-10
2.2.4 電子委任状設定	2-13
2.2.5 預入電子委任状設定	2-14
2.2.6 預入電子委任状設定解除	2-15
2.2.7 依頼データ削除	2-16
2.2.8 入力補助(住所コード)	2-17
2.3 申請データ検索	2-18
2.3.1 申請データ検索	2-18
2.3.2 申請データ照会	2-21
2.3.3 メモ更新	2-24
2.4 依頼データ一括送信	2-25
2.4.1 依頼データ一括送信	2-25

1 主な OSS 申請の流れ

- 1.1 主な OSS 申請の流れと本システムの機能
- 1.1.1 ステータス遷移及び利用機能について

1. 主な OSS 申請の流れ

1.1 主な OSS 申請の流れと本システムの機能

1.1.1 ステータス遷移及び利用機能について

本システムのステータス、OSS より取得するステータスの遷移及び各ステータスにおける利用機能等を以下に示す。

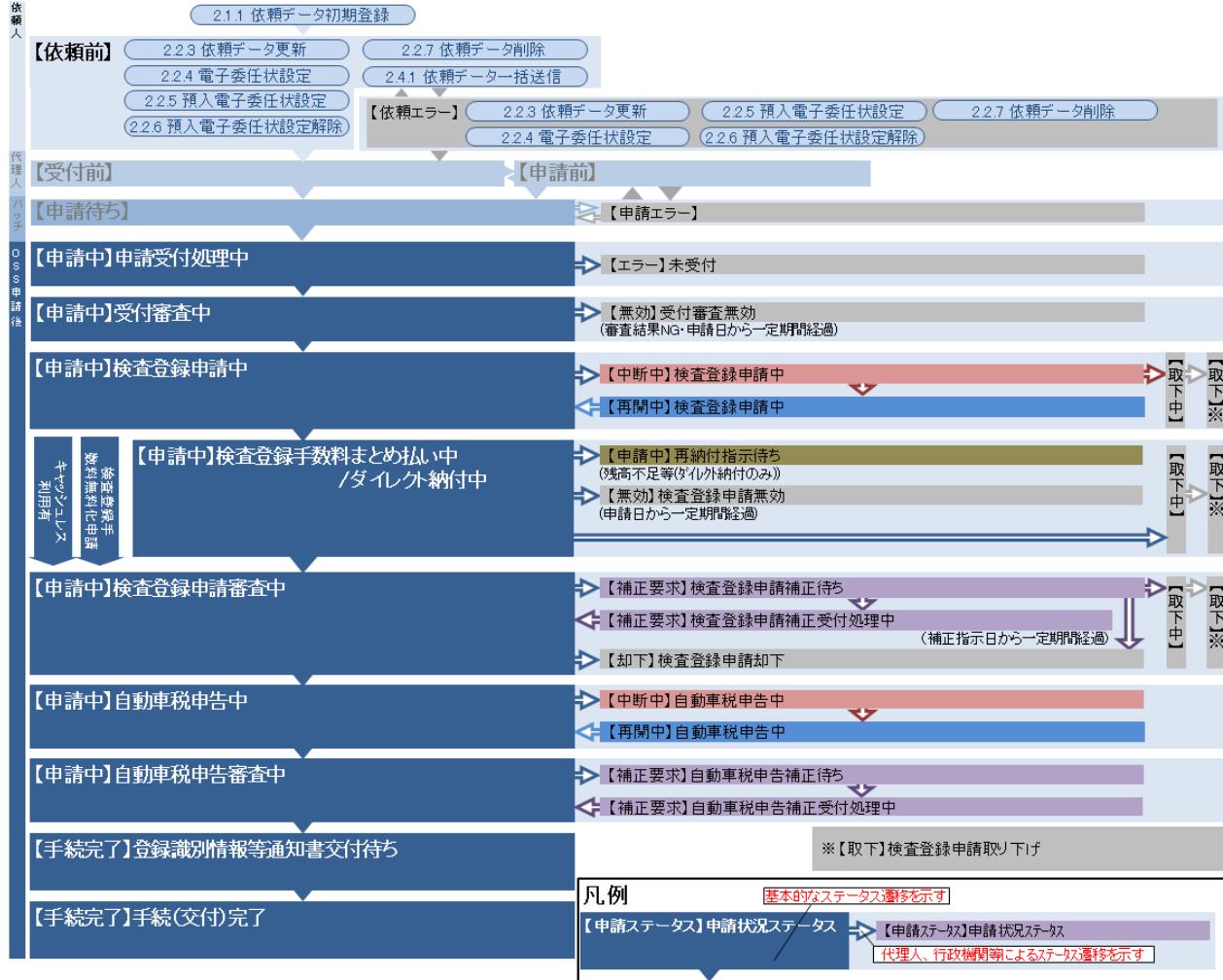


図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧) (1/2)

1 主な OSS 申請の流れ

1.1 主な OSS 申請の流れと本システムの機能

1.1.1 ステータス遷移及び利用機能について

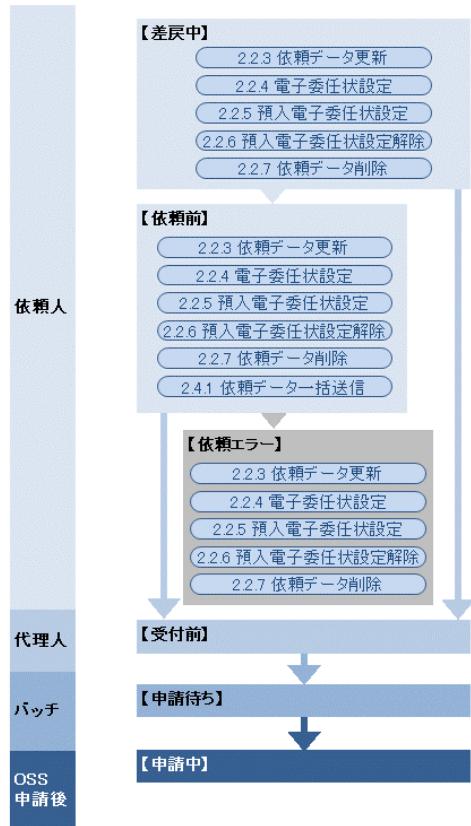


図 1-2 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)(2/2)

表 1-1 凡例詳細

図	説明
【申請ステータス】申請状況ステータス	ステータスを示す。
【申請ステータス】申請状況ステータス	(括弧内に「申請ステータス名」、括弧外に「申請状況ステータス名」)
【申請ステータス】申請状況ステータス (色はステータスの種類による)	
ステータスA → ステータスB	基本的なステータス遷移を示す。 (ステータスAからステータスBに遷移することが基本的な遷移であることを示す) (本システムの操作又はOSSに一定間隔で状況照会を行うことで遷移する)
→ → → → → → (白抜き矢印。色はステータスの種類による)	本システムでの操作によるステータス遷移を示す。
→ → → → → → (白抜き矢印。色はステータスの種類による)	本システムでの操作によらず、申請内容の不備や代理人の操作、行政機関による無効、却下、補正要求、OSSへの再納付指示が必要な場合のステータス遷移を示す。
XXX 機能名	使用できる機能名と、マニュアルでの章番号を示す。
ステータスA → ステータスB ([条件])	[条件]に当てはまる場合、自動的にステータスBに遷移することを示す。
ステータスA [[条件1] [条件2]] → ステータスB → ステータスC → ステータスD	ステータスAからの遷移時に[条件1]に当てはまる場合、ステータスBを経ずにステータスCへ遷移することを示す。 ステータスAからの遷移時に[条件1], [条件2]に当てはまる場合、ステータスB, ステータスCを経ずにステータスDに遷移することを示す。 ステータスBからの遷移時に[条件2]に当てはまる場合、ステータスCを経ずにステータスDに遷移することを示す。

2. 依頼人編_担当者業務_一時抹消

2.1 依頼データ初期登録

2.1.1 依頼データ初期登録

2. 依頼人編_担当者業務_一時抹消

2.1 依頼データ初期登録

依頼データ初期登録への遷移を以下に示す。

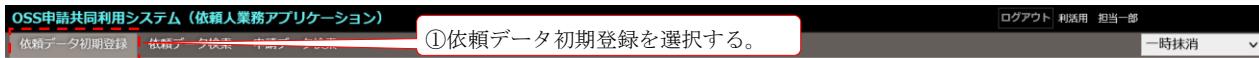


図 2-1 依頼データ初期登録への遷移

2.1.1 依頼データ初期登録

(1) 概要

一時抹消依頼データを依頼人起点で初期登録する。

(2) 画面

(A) 依頼データ初期登録

(a) レイアウト

依頼データ初期登録のレイアウトを以下に示す。

The screenshot shows the 'Initial Registration' screen. At the top, there is a message: '初期登録情報は変更できません' (Initial registration information cannot be changed). Below this, there are several input fields labeled [1] through [8]. A red box highlights the entire input area. In the bottom right corner, there is a '確定' (Confirm) button with a checkmark icon. A callout box points to this button with the text: '②入力した内容を確定し、「2.2.2 依頼データ照会」へ遷移する。' (② Confirm the entered content and proceed to '2.2.2 Request Data Inquiry').

図 2-2 依頼データ初期登録画面

(3) 入力項目

依頼データ初期登録画面の入力項目を以下に示す。

表 2-1 依頼データ初期登録画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲
【1】 自動車登録番号(標板)	全角	1~4 文字
【2】 自動車登録番号(分類)	自動車登録番号(分類)	1~3 文字
【3】 自動車登録番号(仮名)	自動車登録番号(仮名)	1 文字
【4】 自動車登録番号(番号)	自動車登録番号(番号)	1~4 衍
【5】 車台番号	半角英大文字数字(ハイフン)	1~42 文字
【6】 職権打刻フラグ	—	—
【7】 抛点	—	—
【8】 代理人	—	—

(4) 特記事項

- ①登録した情報の変更は不可。登録内容に誤りがある場合は、依頼データ削除を行ったのち、再度、依頼データ初期登録を行うこと。

2 依頼人編_担当者業務_一時抹消

2.2 依頼データ検索

2.2.1 依頼データ検索

2.2 依頼データ検索

依頼データ検索への遷移を以下に示す。



図 2-3 依頼データ検索への遷移

2.2.1 依頼データ検索

(1) 概要

一時抹消依頼データの検索及び検索結果を一覧表示する。

(2) 画面

(A) 依頼データ検索

(a) レイアウト

依頼データ検索画面のレイアウトを以下に示す。

申請ID	申請種別	代理人	登録日	車台番号	所有者	申請予定期	状況
100028860	初回	行政書士利活用事務所 OSS センター	品川-300-さ-1001	CAR-16010001			
100128859	初回	行政書士利活用事務所 OSS センター	品川-300-さ-1001	CAR-16010002	所有者氏名	2024/01/04	有
100128861	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010003			
100128974	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010002			
100128978	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1055	CAR-16010055	所有者氏名		
100129220	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010004			
100129221	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010005			
100129222	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010006			
100129223	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010007			
100129224	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010008			
100129225	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010009			
100129226	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010010			
100129227	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010011			
100129228	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010012			
100129229	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010013			
100129230	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010014			
100129231	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010015			
100129232	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010016			
100129233	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010017			
100129234	初回	行政書士利活用一郎	品川-300-さ-1001	CAR-16010018			

図 2-4 依頼データ検索画面

(b) ステータス

依頼データ検索画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能を以下に示す。

表 2-2 依頼データ検索画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能

項目番	申請ステータス	利用可能な機能
1	依頼前	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除
2	受付前	—
3	申請前	—
4	差戻中	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除
5	申請待ち	—
6	申請エラー	—
7	依頼エラー	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除

(3) 入力項目

依頼データ検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-3 依頼データ検索画面の入力項目

	項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】	申請 ID	数値	1~9999999999	完全一致
【2】	自動車登録番号(標板)	全角	1~4 文字	前方一致
【3】	自動車登録番号(分類)	自動車登録番号(分類)	1~3 文字	完全一致
【4】	自動車登録番号(仮名)	自動車登録番号(仮名)	1 文字	完全一致
【5】	自動車登録番号(番号)	自動車登録番号(番号)	1~4 桁	完全一致
【6】	車台番号	半角英大文字数字(ハイフン)	1~42 文字	後方一致
【7】	キヤッショレス利用	—	—	—
【8】	申請種別	—	—	—
【9】	申請ステータス	—	—	—
【10】	拠点	—	—	—
【11】	代理人	—	—	—
【12】	所有者	全角	1~40 文字	部分一致
【13】	申請予定日	日付	1989/1/8~2030/3/31	完全一致
【14】	メモ	—	—	—

(4) 特記事項

①検索条件が未設定の場合、初期表示はログイン ID に紐づく依頼人組織又は依頼人拠点の全依頼データが表示される。

②依頼データ検索画面で使用する略称を以下に示す。

表 2-4 依頼データ検索画面で使用する略称

項目番	略称	項目名	備考
1	キヤ	キャッシュレス利用	有：有り、空欄：無し
2	メモ	メモ	有：有り、空欄：無し

③表示数を選択することでページ内で表示される依頼データの件数を変更可能。

2.2.2 依頼データ照会

(1) 概要

登録した一時抹消依頼データの照会を行う。

(2) 画面

(A) 依頼データ照会

(a) レイアウト

依頼データ照会画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム（依頼人業務アプリケーション）

ログアウト 利活用 担当一部
一時抹消

依頼データ初期登録 依頼データ検索 申請データ検索

【一時抹消】依頼データ照会

所有者 自動車及び諸条件 使用の本拠の位置 自動車税

申請ID	100052138	申請ステータス	依頼前
自動車登録番号	品川-300-さ-1001	キヤッキュレス利用	有
車台番号	CAR-16010002	職権打刻フラグ	職権打刻なし
依頼人	株式会社 A A 東京販売 AA 販売店	依頼人更新者	利活用 担当一部
代理人	行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSS センター	依頼人更新日時	2024/01/04 13:04
		代理人更新日時	

トップへ戻る

所有者

委任状種別	紙			
名義	法人			
氏名又は名称（カナ）	ショウウシャシメイ	代表者名（カナ）	ショウウシャダイヒョウシャメイ	
氏名又は名称（漢字）	所有者氏名	代表者名（漢字）	所有者代表者名	
郵便番号	111-1111	電話番号	11-1111-1111	生年月日
住所1	東京都千代田区三崎町	住所（建物名等）	所有者建物名	
住所2	11丁目11-1111			

トップへ戻る

自動車及び諸条件

登録識別情報	123456
登録の原因	一時使用中止
原因の日付	2016/11/01

トップへ戻る

使用の本拠の位置

住所1 前又は次申請 ID の「2.2.2 依頼データ照会」へ遷移する。

住所2

住所コード 1300201

丁目 44 隣地・例外コード 44-444

トップへ戻る

自動車税

申告区分	抹消登録
取得原因	その他
種別割課税区分	その他
環境性能割課税区分	その他
自動車の用途	乗用車
所有形態	自己所有
納税義務者	所有者
県税徴収	都道府県

申請予定期 2024/01
オプションコード OPTNCD
独自項目1 DKZ1
メモ

丁目 44 隣地・例外コード 44-444

「2.2.3 依頼データ更新」へ遷移する。
「2.2.4 電子委任状設定」へ遷移する。
「2.2.5 預入電子委任状設定」へ遷移する。
「2.2.7 依頼データ削除」へ遷移する。

↑ 一覧に戻る ← 前申請ID → 次申請ID 依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定 × 依頼データ削除

図 2-5 依頼データ照会画面

「2.2.6 預入電子委任状設定解除」を実施する。

↑ 一覧に戻る ← 前申請ID → 次申請ID 依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定解除 × 依頼データ削除

図 2-6 依頼データ照会画面のボタン表示例

(b) ステータス

依頼データ照会画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能を以下に示す。

表 2-5 依頼データ照会画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能

項目番号	申請ステータス	利用可能な機能
1	依頼前	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除
2	受付前	—
3	申請前	—
4	差戻中	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除
5	申請待ち	—
6	申請エラー	—
7	依頼エラー	依頼データ更新 電子委任状設定 預入電子委任状設定 預入電子委任状設定解除 依頼データ削除

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

(A) 依頼データ照会

① 「預入電子委任状設定解除」を選択した場合、設定されている預入電子委任状を解除する。

(B) 依頼データ更新

依頼データ更新の利用条件を以下に示す。

① 依頼データ更新が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。

- 依頼前
- 差戻中
- 依頼エラー

(C) 電子委任状設定

電子委任状設定の利用条件を以下に示す。

① 電子委任状設定が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。

- 依頼前
- 差戻中
- 依頼エラー

(D) 預入電子委任状設定

預入電子委任状設定の利用条件を以下に示す。

① 預入電子委任状設定は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。

- 利用開始日を経過している依頼人証明書が存在すること
- 既に預入電子委任状設定がされていないこと
- 所有者の電子委任状が設定されていないこと
- 「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること

(E) 預入電子委任状設定解除

預入電子委任状設定解除の利用条件を以下に示す。

① 預入電子委任状設定解除は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。

- 預入電子委任状設定がされていること
- 「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること

(F) 依頼データ削除

依頼データ削除の利用条件を以下に示す。

① 依頼データ削除が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。

- 依頼前
- 差戻中
- 依頼エラー

(G) 前申請 ID

前申請 ID の利用条件を以下に示す。

① 検索画面で検索した結果の中で前申請が存在する場合に利用可能。

(H) 次申請 ID

次申請 ID の利用条件を以下に示す。

① 検索画面で検索した結果の中で次申請が存在する場合に利用可能。

2.2.3 依頼データ更新

(1) 概要

初期登録された一時抹消依頼データの更新を行う。

(2) 画面

(A) 依頼データ更新

(a) レイアウト

依頼データ更新画面のレイアウトを以下に示す。

依頼データ更新

所有者 自動車及び諸条件 使用の本拠の位置 自動車税

申請ID: 100052139
自動車登録番号: 品川-300-ざ-1001
車台番号: CAR-16010003
依頼人: 株式会社A A 東京販売 A A 販売店
代理人: 行政書士利活用一部 行政書士利活用事務所 OSS センター

キャッシュレス利用: 有 [1]

所有者

名義: [2]	代表者名(カナ): [5]
氏名又は名称(カナ): [3]	代表者名(漢字): [6]
氏名又は名称(漢字): [4]	生年月日: [9]
郵便番号: [7]	電話番号: [8]
住所1: [10]	住所(建物名等): [12]
住所2: [11]	

自動車及び諸条件

登録識別情報: [13]
登録の原因: 一時使用中止
原因の日付: [14]

使用の本拠の位置

住所1: [15]	
住所2: [16]	
住所コード: [17]	[選択]
丁目: [18]	番地・例外コード: [19]

自動車税

申告区分: 抹消登録	
取得原因: その他	
種別割課税区分: その他	
環境性能割課税区分: その他	
自動車の用途: [20]	(その他): [21]
所有形態: [22]	(その他): [23]
納税義務者: 所有者	
県税徴収者: [24]	

申請予定期間: [25] ~ [26]
オプションコード: [27] 独自項目2: [28] 独自項目3: [29] 独自項目4: [30] 独自項目5: [31]

メモ: [32]

送信フラグ: [33] 送信

①更新内容を入力する。
②入力した内容を確認し、
「2.2.1 依頼データ検索」へ遷移する。

ログアウト 利活用 担当一部
一時抹消

図 2-7 依頼データ更新画面

(3) 入力項目

依頼データ更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-6 依頼データ更新画面の入力項目

	項目名	文字種	入力可能範囲
【1】	キャッシュレス利用	—	—
【2】	所有者	名義	—
【3】	所有者	氏名又は名称(カナ)	全角カナ 1~40 文字
【4】	所有者	氏名又は名称(漢字)	全角 1~40 文字
【5】	所有者	代表者名(カナ)	全角カナ 1~40 文字
【6】	所有者	代表者名(漢字)	全角 1~40 文字
【7】	所有者	郵便番号	郵便番号 8 衍
【8】	所有者	電話番号	電話番号 11~13 衍
【9】	所有者	生年月日	—
【10】	所有者	住所 1	全角 1~260 文字
【11】	所有者	住所 2	全角 1~260 文字
【12】	所有者	住所(建物名等)	全角 1~24 文字
【13】	自動車及び諸条件	登録識別情報	半角英大文字数字 6 文字
【14】	自動車及び諸条件	原因の日付	日付 1989/1/8~当日
【15】	使用の本拠の位置	住所 1	全角 1~260 文字
【16】	使用の本拠の位置	住所 2	全角 1~260 文字
【17】	使用の本拠の位置	住所コード	半角数字 12 衍
【18】	使用の本拠の位置	丁目	半角数字 1~2 衍
【19】	使用の本拠の位置	番地・例外コード	番地例外コード 1~22 文字
【20】	自動車税	自動車の用途	—
【21】	自動車税	自動車の用途(その他)	全角 1~256 文字
【22】	自動車税	所有形態	—
【23】	自動車税	所有形態(その他)	全角 1~256 文字
【24】	自動車税	県税備考	全角半角混在 (半角スペース) 1~512 文字
【25】		申請予定日	日付 1989/1/8 ~ 2030/3/31
【26】		オプションコード	半角英数字(一部記号) 1~40 文字
【27】		独自項目 1	全角半角混在 (半角スペース) 1~20 文字
【28】		独自項目 2	全角半角混在 (半角スペース) 1~20 文字
【29】		独自項目 3	全角半角混在 (半角スペース) 1~20 文字
【30】		独自項目 4	全角半角混在 (半角スペース) 1~20 文字
【31】		独自項目 5	全角半角混在 (半角スペース) 1~20 文字
【32】		メモ	全角半角混在(改行) 1~1000 文字
【33】		送信フラグ	—

(4) 特記事項

①依頼データ更新の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(B)を参照。

②「送信フラグ」の仕様を以下に示す。

- ・「送信フラグ」あり：

申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。

申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。

担当者（送信不可）ユーザーで確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。

- ・「送信フラグ」なし：

申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。

申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。

申請内容のチェックの結果にエラーがなく、「申請ステータス」が『依頼エラー』の場合、「申請ステータス」を『依頼前』に更新する。

③氏名、住所等の入力項目については、紙書類の情報と一致した内容を入力すること。

④入力項目の内容と整合性のとれていない電子委任状を設定した場合、OSSで未受付となる場合がある。

⑤預入電子委任状が設定されている場合、「所有者」の情報が転記され、編集不可となる。

⑥電子委任状が設定されている場合、「所有者」の情報が転記され、編集不可となる。

⑦「住所コード」に小字のないコード(9桁)を入力する場合、下3桁に“000”を付加し、12桁とすること。

例)123456789 → 123456789000

⑧「住所コード」の「選択」ボタンを選択した場合の仕様を以下に示す。

- ・「住所1」、「住所コード」がともに未入力の状態：

住所コード検索画面に遷移し、住所コードの一覧が表示される。

- ・「住所1」が入力、「住所コード」が未入力の状態：

住所コード検索画面に遷移し、入力した住所に部分一致する住所が存在する場合、住所コードが表示される。

- ・「住所1」が未入力、「住所コード」が入力の状態：

住所コード検索画面に遷移し、入力した住所コードに前方一致するコードが存在する場合、住所コードが表示される。

2.2.4 電子委任状設定

(1) 概要

一時抹消依頼データに電子委任状を設定する。

(2) 画面

(A) 電子委任状設定

(a) レイアウト

電子委任状設定画面のレイアウトを以下に示す。

The screenshot shows the 'Electronic Power of Attorney Setting' screen. It includes fields for application ID (100051773), address (品川-300-さ-1001), and contact details (CAR-16010002). The 'Owner' section is highlighted with a red box, showing the owner's name (株式会社 A A A 東京販売 A A 販売店) and address (行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 O S S センター). A red box also highlights the 'Electronic Power of Attorney' section, which contains a file selection button ('参照...') and a checkbox for deleting the file. Step ① points to this section. Step ② points to the 'Owner' section. The bottom right of the screen shows a '確定' (Confirm) button and a '戻る' (Back) button.

図 2-8 電子委任状設定画面

(3) 入力項目

電子委任状設定画面の入力項目を以下に示す。

表 2-7 電子委任状設定画面の入力項目

	項目名	文字種	入力可能範囲
【1】	所有者	—	—

(4) 特記事項

①電子委任状設定の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(C)を参照。

②預入電子委任状が設定されている場合、所有者の電子委任状は設定不可。

③電子委任状が設定された場合、委任状の内容を抽出し、抽出結果を「所有者」の情報に転記する。転記した「所有者」の情報は編集不可。

④電子委任状の仕様を以下に示す。

- 拡張子が存在しないこと。
- サイズは 300KB までとすること。

2.2.5 預入電子委任状設定

(1) 概要

一時抹消依頼データに所有者の預入電子委任状を設定する。

(2) 画面

(A) 預入電子委任状設定

(a) レイアウト

預入電子委任状設定画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-9 預入電子委任状設定画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

①預入電子委任状設定の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(D)を参照。

②利用開始日を経過している依頼人証明書が複数存在する場合、利用開始日が最新の証明書情報が使用される。

③預入電子委任状が設定された場合、依頼人証明書の内容を「所有者」の情報に転記する。転記した「所有者」の情報は編集不可。

2.2.6 預入電子委任状設定解除

(1) 概要

一時抹消依頼データの預入電子委任状設定を解除する。

(2) 画面

本機能は画面が存在しないため、依頼データ照会画面の預入電子委任状設定解除ボタンのみ。

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

①預入電子委任状設定解除の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(E)を参照。

2.2.7 依頼データ削除

(1) 概要

一時抹消依頼データを削除する。

(2) 画面

(A) 依頼データ削除

(a) レイアウト

依頼データ削除画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム（依頼人業務アプリケーション）

ログアウト 利活用 担当一部 一時抹消

依頼データ初期登録 依頼データ検索 申請データ検索

【一時抹消】依頼データ削除

依頼データを削除します。

申請ID	100051773
自動車登録番号	品川I-300-さ-1001
車台番号	CAR-16010002
依頼人	株式会社 A A A 東京販売 A A 販売店
代理人	行政書士利活用一部 行政書士利活用事務所 OSS センター

所有者

委任状種別	紙
名義	法人
氏名又は名称（カナ）	ショウウシャシメイ
氏名又は名称（漢字）	所有者氏名
代表者名（カナ）	ショウウシャダイヒョウシマエ
代表者名（漢字）	所有者代表者名

①削除する依頼データを確認する。

②確認した内容を確定し、「2.2.1 依頼データ検索」へ遷移する。

✓ 確定 戻る

図 2-10 依頼データ削除画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

①依頼データ削除の利用条件は、「2.2.2 依頼データ照会」の(4)特記事項(F)を参照。

2.2.8 入力補助(住所コード)

(1) 概要

住所コードを検索及び一覧表示し、選択された住所コードを遷移元の画面に反映する。

(2) 画面

(A) 住所コード検索

(a) レイアウト

住所コード検索画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-11 住所コード検索画面

(3) 入力項目

住所コード検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-8 住所コード検索画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】 住所コード	半角数字	12 衍	前方一致
【2】 住所	全角	1~61 文字	部分一致

(4) 特記事項

①「住所コード」を選択すると遷移元の画面に遷移し、項目に「住所コード」が反映される。

②「住所コード」に小字のないコード(9 衍)を入力する場合、下 3 衍に“000”を付加し、12 衍とすること。

例)123456789 → 123456789000

2 依頼人編_担当者業務_一時抹消

2.3 申請データ検索

2.3.1 申請データ検索

2.3 申請データ検索

申請データ検索への遷移を以下に示す。



図 2-12 申請データ検索への遷移

2.3.1 申請データ検索

(1) 概要

一時抹消申請データの検索及び検索結果を一覧表示する。

(2) 画面

(A) 申請データ検索

(a) レイアウト

申請データ検索画面のレイアウトを以下に示す。

This screenshot displays the search interface for one-time cancellation application data. The top section contains various search filters and buttons. A red dashed box highlights the search condition input area, labeled ①検索条件を入力する (Input search conditions). Another red dashed box highlights the search button, labeled ②検索ボタンを選択する (Select the search button). The bottom section shows a grid of search results with columns for Application ID, Application Status, Application Details, Registration Number, License Plate Number, Applicant, Owner, and Status. The results are paginated at the bottom right.

申請ID	申請状況	申請内容	自動車登録番号	車台番号	申請先	所有者	状況
100027527	申請中	行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022001	足立	所有者氏名 有	
100027528	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022002	足立	所有者氏名 有	
100027529	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022003	足立	所有者氏名 有	
100027530	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022004	足立	所有者氏名 有	
100027531	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022005	足立	所有者氏名 有	
100027532	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022006	足立	所有者氏名 有	
100027533	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022007	足立	所有者氏名 有	
100027534	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022008	足立	所有者氏名 有	
100027535	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022009	足立	所有者氏名 有	
100027536	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022010	足立	所有者氏名 有	
100027537	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022011	足立	所有者氏名 有	
100027538	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022012	足立	所有者氏名 有	
100027539	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022013	足立	所有者氏名 有	
100027540	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022014	足立	所有者氏名 有	
100027541	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022015	足立	所有者氏名 有	
100027542	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022016	足立	所有者氏名 有	
100027543	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022017	足立	所有者氏名 有	
100027544	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022018	足立	所有者氏名 有	
100027545	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022019	足立	所有者氏名 有	
100027546	申請中	申請受付 AA店 行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-さ-1054	CAR-16022020	足立	所有者氏名 有	

図 2-13 申請データ検索画面

(b) ステータス

申請データ検索画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能を以下に示す。

表 2-9 申請データ検索画面で表示される申請ステータス及び利用可能な機能

項目番	申請ステータス	利用可能な機能
1	申請中	メモ更新
2	手続完了	メモ更新
3	中断中	メモ更新
4	再開中	メモ更新
5	補正要求	メモ更新
6	無効	メモ更新
7	却下	メモ更新
8	取下中	メモ更新
9	取下	メモ更新
10	エラー	メモ更新

(3) 入力項目

申請データ検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-10 申請データ検索画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】 申請 ID	数値	1~9999999999	完全一致
【2】 自動車登録番号(標板)	全角	1~4 文字	前方一致
【3】 自動車登録番号(分類)	自動車登録番号(分類)	1~3 文字	完全一致
【4】 自動車登録番号(仮名)	自動車登録番号(仮名)	1 文字	完全一致
【5】 自動車登録番号(番号)	自動車登録番号(番号)	1~4 行	完全一致
【6】 車台番号	半角英大文字数字(ハイフン)	1~42 文字	後方一致
【7】 キャッシュレス利用	—	—	—
【8】 所有者	全角	1~40 文字	部分一致
【9】 申請先	—	—	—
【10】 代理人	—	—	—
【11】 拠点	—	—	—
【12】 登録完了日	日付	1989/1/8 ~2030/3/31	完全一致
【13】 メモ	—	—	—
【14】 申請ステータス	—	—	—
【15】 OSS ステータス	—	—	—

(4) 特記事項

①検索条件が未設定の場合、初期表示はログイン ID に紐づく依頼人組織又は依頼人拠点の全申請データが表示される。

②「登録完了日」には、本システムが OSS から状況照会で取得する「審査完了年月日」が設定される。

③申請データ検索画面で使用する略称を以下に示す。

表 2-11 申請データ検索画面で使用する略称

項目番	略称	項目名	備考
1	キヤ	キャッシュレス利用	有：有り、空欄：無し
2	メモ	メモ	有：有り、空欄：無し

④表示数を選択することでページ内で表示される申請データの件数を変更可能。

2 依頼人編_担当者業務_一時抹消

2.3 申請データ検索

2.3.2 申請データ照会

2.3.2 申請データ照会

(1) 概要

一時抹消申請データの照会を行う。

(2) 画面

(A) 申請データ照会

(a) レイアウト

申請データ照会画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム（依頼人業務アプリケーション）					
依頼データ初期登録 依頼データ検索 申請データ検索			ログアウト 利活用 担当一部 一時抹消		
[一時抹消] 申請データ照会					
状況照会 所有者 自動車及び諸条件 使用の本拠の位置 自動車税					
申請ID	100051792	申請ステータス	申請中	依頼日時	2024/01/04 15:02
自動車登録番号	品川-300-さ-1001	キャッシュレス利用	無	申請種別	初回
車台番号	CAR-16010021	職権打刻フラグ	職権打刻なし	検査手数料無料化	
依頼人	株式会社 A A 東京販売 A A 販売店	依頼人更新者	利活用 担当一部	依頼人更新日時	2024/01/04 15:02
代理人	行政書士利活用一部 行政書士利活用事務所 OSS センター	代理人更新者	利活用 担当一部	代理人更新日時	2024/01/04 15:07
申請先	足立自動車検査登録事務所	申請日時		申請日時	2024/01/04 15:09
トップへ戻る					
状況照会					
状況更新日時	2024/01/04 11:21	手続再開ステータス			
申請状況ステータス	受付審査中	交付準備完了日			
登録完了日					
納付情報	手数料・税種別 検査登録手数料	税手数料額	納付状況	納付期限日	
トップへ戻る					
所有者					
登記状種別	紙	代表者名（カナ）	ショウウシャダイヒヨウシャメイ		
名義	法人	代表者名（漢字）	所有者代表者名		
氏名又は名称（カナ）	ショウウシャダイヒヨウシャメイ	生年月日			
氏名又は名称（漢字）	所有者氏名				
郵便番号	111-1111	電話番号	11-1111-1111		
住所1	東京都中央区築地				
住所2	住所（建物名等）				
トップへ戻る					
自動車及び諸条件					
登録識別情報					
登録の原因	一時使用中止				
原因の日付	2016/11/01				
トップへ戻る					
使用の本拠の位置					
住所1	東京都足立区青井				
住所2					
住所コード	130210949000	丁目	番地・例外コード		
トップへ戻る					
自動車税					
申告区分	抹消登録				
取得原因	その他				
種別割課税区分	その他				
環境性能割課税区分	その他				
自動車の用途	乗用車	(その他)			
所有形態	自己所有	(その他)			
納税義務者	所有者				
県税徴収					
前又は次申請IDの「2.3.2 申請データ照会」へ遷移する。					
オプションコード					
独自項目1	独自項目2				
メモ	独自項目3 独自項目4 独自項目5				
「2.3.3 メモ更新」へ遷移する。					
<input type="button" value="↑ 一覧に戻る"/> <input type="button" value="← 前申請ID"/> <input type="button" value="→ 次申請ID"/> <input type="button" value="メモ更新"/>					

図 2-14 申請データ照会画面

(b) ステータス

申請データ照会画面で表示される申請ステータス、申請状況ステータス及び利用可能な機能を以下に示す。

表 2-12 申請データ照会画面で表示されるステータス及び利用可能な機能

項目番号	申請ステータス	申請状況ステータス	利用可能な機能
1	申請中	申請受付処理中	メモ更新
2	申請中	受付審査中	メモ更新
3	申請中	検査登録申請中	メモ更新
4	申請中	検査登録手数料まとめ払い中	メモ更新
5	申請中	検査登録手数料ダイレクト納付中	メモ更新
6	申請中	検査登録申請審査中	メモ更新
7	申請中	自動車税申告中	メモ更新
8	申請中	自動車税申告審査中	メモ更新
9	申請中	再納付指示待ち	メモ更新
10	手続完了	登録識別情報等通知書交付待ち	メモ更新
11	手続完了	手続(交付)完了	メモ更新
12	中断中	検査登録申請中	メモ更新
13	中断中	自動車税申告中	メモ更新
14	再開中	検査登録申請中	メモ更新
15	再開中	自動車税申告中	メモ更新
16	補正要求	検査登録申請補正待ち	メモ更新
17	補正要求	検査登録申請補正受付処理中	メモ更新
18	補正要求	自動車税申告補正待ち	メモ更新
19	補正要求	自動車税申告補正受付処理中	メモ更新
20	無効	受付審査無効	メモ更新
21	無効	検査登録申請無効	メモ更新
22	却下	検査登録申請却下	メモ更新
23	取下中	検査登録申請中	メモ更新
24	取下中	検査登録申請取り下げ中	メモ更新
25	取下	検査登録申請取り下げ	メモ更新
26	エラー	未受付	メモ更新

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

(A) 申請データ照会

①OSS から取得した情報をもとに本システムで設定する日付又は日時の項目を以下に示す。

• 状況更新日時 :

本システムが申請状況の更新を OSS より検知した日時

状況更新日時は「申請状況ステータス」が『登録識別情報等通知書交付待ち』の場合、交付準備完了日となる。

「申請状況ステータス」が『手続（交付）完了』の場合、交付完了日となる。

ただし、状況更新日時は本システムが申請状況の更新を検知した日時のため、OSS での交付準備完了日、交付完了日と異なる場合がある。

• 交付準備完了日 :

本システムが交付準備の完了を OSS より検知した日

ただし、交付準備完了日は本システムが交付準備の完了を検知した日のため、OSS での交付準備完了日と異なる場合がある。

(B) 前申請 ID

前申請 ID の利用条件を以下に示す。

①検索画面で検索した結果の中で前申請が存在する場合に利用可能。

(C) 次申請 ID

次申請 ID の利用条件を以下に示す。

①検索画面で検索した結果の中で次申請が存在する場合に利用可能。

2.3.3 メモ更新

(1) 概要

一時抹消申請データのメモを更新する。

(2) 画面

(A) メモ更新

(a) レイアウト

メモ更新画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム（依頼人業務アプリケーション）

ログアウト 利活用 担当一部

一時抹消

依頼データ初期登録 依頼データ検索 申請データ検索

【一時抹消】メモ更新

申請ID	100051793
自動車登録番号	品川-300-さ-1001
車台番号	CAR-16010022
依頼人	株式会社A A A 東京販売 A A 販売店
代理人	行政書士利活用一部 行政書士利活用事務所O S S センター
申請先	足立自動車検査登録事務所

メモ【1】

①更新内容を入力する。

②確認した内容を確定し、
「2.3.1 申請データ検索」へ遷移する。

✓ 確定 戻る

図 2-15 メモ更新画面

(3) 入力項目

メモ更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-13 メモ更新画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲
【1】 メモ	全角半角混在(改行)	1~1000 文字

(4) 特記事項

特になし。

2.4 依頼データー括送信

依頼データー括送信への遷移を以下に示す。



図 2-16 依頼データー括送信への遷移

2.4.1 依頼データー括送信

(1) 概要

一括送信対象の一時抹消依頼データを選択し、「送信フラグ」を“送信”として更新する。本機能を利用してことで、対象の依頼データを一括で代理人へ依頼することが可能。

(2) 画面

(A) 依頼データー括送信対象検索

(a) レイアウト

依頼データー括送信対象検索画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-17 依頼データー括送信対象検索画面

2 依頼人編_担当者業務_一時抹消

2.4 依頼データー括送信

2.4.1 依頼データー括送信

(B) 依頼データー括送信対象選択

(a) レイアウト

依頼データー括送信対象選択画面のレイアウトを以下に示す。

申請ID 確定	申請ID 確定	提点 代理人	自動車登録番号	車台番号	所有者 委任状種別	所有者	申請予定日
[1] 10012988	②確定ボタンを選択する。	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010002	紙	所有者氏名	2024/01/04
100129880	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010001	紙			
100128861	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010003	紙		
100128974	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010002	紙		
100128978	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1055	CAR-16010055	紙	所有者氏名	
100129220	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010004	紙		
100129221	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010005	紙		
100129222	①送信する依頼データを選択する。	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010006	紙		
100129224	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010008	紙		
100129225	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010009	紙		
100129226	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010010	紙		
100129227	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010011	紙		
100129228	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010012	紙		
100129229	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010013	紙		
100129230	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010014	紙		
100129231	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010015	紙		
100129232	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010016	紙		
100129233	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010017	紙		
100129234	A A店 行政書士利活用一郎	行政書士利活用事務所 OSSセンター	品川-300-ざ-1001	CAR-16010018	紙		

図 2-18 依頼データー括送信対象選択画面

(C) 依頼データー括送信完了

(a) レイアウト

依頼データー括送信完了画面のレイアウトを以下に示す。

依頼データー括送信が完了しました。

- 全21件中、20件が成功しました。
- エラー：1件

図 2-19 依頼データー括送信完了画面

(3) 入力項目

(A) 依頼データー括送信対象検索

依頼データー括送信対象検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-14 依頼データー括送信対象検索画面の入力項目

	項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】	申請 ID	数値	1~9999999999	完全一致
【2】	自動車登録番号(標板)	全角	1~4 文字	前方一致
【3】	自動車登録番号(分類)	自動車登録番号(分類)	1~3 文字	完全一致
【4】	自動車登録番号(仮名)	自動車登録番号(仮名)	1 文字	完全一致
【5】	自動車登録番号(番号)	自動車登録番号(番号)	1~4 衡	完全一致
【6】	車台番号	半角英大文字数字 (ハイフン)	1~42 文字	後方一致
【7】	所有者委任状種別	—	—	—
【8】	拠点	—	—	—
【9】	代理人	—	—	—
【10】	所有者	全角	1~40 文字	部分一致
【11】	申請予定日	日付	1989/1/8 ~2030/3/31	完全一致
【12】	申請予定日(未来日を除く)	—	—	—

(B) 依頼データー括送信対象選択

依頼データー括送信対象選択画面の入力項目を以下に示す。

表 2-15 依頼データー括送信対象選択画面の入力項目

	項目名	文字種	入力可能範囲
【1】	対象選択チェックボックス	—	—

(C) 依頼データー括送信完了

特になし。

(4) 特記事項

- ①依頼データ一括送信では、依頼データ一括送信対象選択画面で選択した依頼データに対して、それぞれ申請内容のチェックを行い、その結果に応じて、「申請ステータス」が変化する。依頼データ一括送信の仕様を以下に示す。
- 申請内容のチェック結果が正常：
「申請ステータス」が『受付前』となり、順次代理人へ依頼が行われる。
 - 申請内容のチェック結果がエラー：
「申請ステータス」が『依頼エラー』となり、代理人への依頼は行われない。
エラー内容については、対象の依頼データを依頼データ更新画面で確定ボタンを押下することで確認可能。
- ②一括送信対象となる依頼データの条件を以下に示す。
- ログイン ID に紐づく依頼人組織又は依頼人拠点の依頼データであること。
 - 「申請ステータス」が『依頼前』であること。
 - 「申請種別」が“初回”であること。
- ③検索条件の「所有者委任状種別」に”電子”を選択した場合、”電子”と”電子(預入)”の依頼データが表示される。
- ④表示数を選択することでページ内で表示される依頼データの件数を変更可能。
- ⑤「選択」チェックボックスを選択することでページ内で表示されている依頼データを一括して選択可能。ただし、ページを跨いで複数の依頼データを選択することは不可。
- ⑥依頼データ一括送信対象選択画面については、依頼データ一括送信対象検索画面と同条件にて検索が可能。
- ⑦検索条件の「申請予定日（未来日を除く）」にチェックをして検索した場合、申請予定日が当日以前又は未設定の依頼データが表示される。また、検索条件の「申請予定日」は入力不可となる。
- ⑧担当者（送信不可）ユーザーにおいて、確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。

改版履歴

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1. 0	2017/4/1		新規作成
1. 1	2017/11/13	P. 1-1	<p>図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)の【申請中】登録識別情報等通知書交付待ちの補足情報を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 審査が完了し、登録識別情報等通知書等の交付の準備が行われた状態 ・変更後 審査が完了し、登録識別情報等通知書の交付の準備が行われた状態
1. 2	2018/12/17	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)において、申請前から申請エラーへのステータス遷移を追加
1. 3	2019/3/22	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)(1/2)において、検査登録手数料まとめ払い中/ダイレクト納付中から取下中及び取下へのステータス遷移を追加
1. 3	2019/3/22	P. 2-4	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
1. 4	2019/9/24		<p>以下の申請状況ステータス名を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車二税申告中 自動車二税申告審査中 自動車二税申告補正待ち 自動車二税申告補正受付処理中 ・変更後 自動車税申告中 自動車税申告審査中 自動車税申告補正待ち 自動車税申告補正受付処理中
1. 4	2019/9/24	P. 2-2	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
1. 4	2019/9/24	P. 2-4	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
1. 5	2021/9/24	P. 2-2	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
1. 5	2021/9/24	P. 2-3	(4)特記事項に③を追加
2. 0	2022/12/16	—	全ての画面、帳票のイメージを差し替え

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 1-1	<p>図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)の登録識別情報等通知書交付待ちを以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 【申請中】登録識別情報等通知書交付待ち ・変更後 【手続完了】登録識別情報等通知書交付待ち
2.0	2022/12/16	P. 2-3	<p>(3) 入力項目の【11】登録完了日の入力可能範囲を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 1989/1/8～2027/3/31 ・変更後 1989/1/8～2030/3/31
2.0	2022/12/16	P. 2-5	<p>(b) ステータスの項番 9 登録識別情報等通知書交付待ち、項番 10 再納付指示待ちの記載順を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 9 登録識別情報等通知書交付待ち 10 再納付指示待ち ・変更後 9 再納付指示待ち 10 登録識別情報等通知書交付待ち
2.0	2022/12/16	P. 2-5	<p>(b) ステータスの項番 10 登録識別情報等通知書交付待ちの申請ステータスを以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 申請中 ・変更後 手続完了

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2. 0	2022/12/16	P. 2-5	<p>(4) 特記事項を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 ① OSS から取得した情報をもとに本システムで設定する日時の項目を以下に示す。 ・ 状況更新日時 : 本システムが申請状況の更新を OSS より検知した日時 状況更新日時は「申請ステータス」が『手続完了』の場合、手續完了日となる。 ただし、状況更新日時は本システムが申請状況の更新を検知した日時のため、OSS での手續完了日と異なる場合がある。 ・ 変更後 ① OSS から取得した情報をもとに本システムで設定する日時の項目を以下に示す。 ・ 状況更新日時 : 本システムが申請状況の更新を OSS より検知した日時 状況更新日時は「申請状況ステータス」が『登録識別情報等通知書交付待ち』の場合、交付準備完了日となる。 「申請状況ステータス」が『手続（交付）完了』の場合、交付完了日となる。 ただし、状況更新日時は本システムが申請状況の更新を検知した日時のため、OSS での交付準備完了日、交付完了日と異なる場合がある。 ・ 交付準備完了日 : 本システムが交付準備の完了を OSS より検知した日 ただし、交付準備完了日は本システムが交付準備の完了を検知した日のため、OSS での交付準備完了日と異なる場合がある。
2. 1	2023/12/20	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)(1/2)において、依頼前、受付前、キャッシュレス利用有を追加
2. 1	2023/12/20	P. 1-2	図 1-2 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)(2/2)において、差戻中のフローを追加

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2. 1	2023/12/20	P. 2-3	2. 1 依頼データ初期登録、2. 2 依頼データ検索を追加 以降の項番を繰り下げ
2. 1	2023/12/20	P. 2-18	図 2-12 申請データ検索への遷移のイメージを差し替え
2. 1	2023/12/20	P. 2-18	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
2. 1	2023/12/20	P. 2-19	(b)ステータスの全ステータスの利用可能な機能にメモ更新を追加
2. 1	2023/12/20	P. 2-19	(3)入力項目に【7】キャッシュレス利用、【13】メモを追加 以降の項番を繰り下げ
2. 1	2023/12/20	P. 2-20	(4)特記事項に③を追加 以降の項番を繰り下げ
2. 1	2023/12/20	P. 2-21	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
2. 1	2023/12/20	P. 2-22	(b)ステータスの全ステータスの利用可能な機能にメモ更新を追加
2. 1	2023/12/20	P. 2-23	(4)特記事項に(B)、(C)を追加
2. 1	2023/12/20	P. 2-24	2. 3. 3 メモ更新を追加

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2. 2	2024/12/20	P. 2-12	<p>(4) 特記事項⑧を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「送信フラグ」あり : 申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。 申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。 ・ 「送信フラグ」なし : 申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。 申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「送信フラグ」あり : <ul style="list-style-type: none"> 申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。 申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。 担当者（送信不可）ユーザーで確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。 ・ 「送信フラグ」なし : <ul style="list-style-type: none"> 申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。 申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。
2. 2	2024/12/20	P. 2-12	(4) 特記事項の⑤を削除
2. 2	2024/12/20	P. 2-12	(4) 特記事項に⑥を追加
2. 2	2024/12/20	P. 2-13	(4) 特記事項に③、④を追加
2. 2	2024/12/20	P. 2-14	(4) 特記事項に③を追加
2. 2	2024/12/20	P. 2-18	(2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え
2. 3	2025/12/22	P. 1-1	図 1-1 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)(1/2)において、依頼エラーを追加
2. 3	2025/12/22	P. 1-2	図 1-2 OSS 申請の流れ(ステータス遷移及び利用機能一覧)(2/2)において、依頼エラーを追加

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.3	2025/12/22	P. 1-2	表 1-1 凡例詳細において、グレー矢印を追加
2.3	2025/12/22	P. 2-4	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
2.3	2025/12/22	P. 2-5	(b)ステータスに項目7依頼エラーを追加
2.3	2025/12/22	P. 2-8	(b)ステータスに項目7依頼エラーを追加
2.3	2025/12/22	P. 2-9	<p>(4)特記事項の(B)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 (B)依頼データ更新 依頼データ更新の利用条件を以下に示す。 ①依頼データ更新が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・依頼前 ・差戻中 ・変更後 (B)依頼データ更新 依頼データ更新の利用条件を以下に示す。 ①依頼データ更新が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・依頼前 ・差戻中 ・依頼エラー
2.3	2025/12/22	P. 2-9	<p>(4)特記事項の(C)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 (C)電子委任状設定 電子委任状設定の利用条件を以下に示す。 ①電子委任状設定が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・依頼前 ・差戻中 ・変更後 (C)電子委任状設定 電子委任状設定の利用条件を以下に示す。 ①電子委任状設定が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・依頼前 ・差戻中 ・依頼エラー

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.3	2025/12/22	P. 2-9	<p>(4) 特記事項の(D)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <p>(D) 預入電子委任状設定 預入電子委任状設定の利用条件を以下に示す。</p> <p>①預入電子委任状設定は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始日を経過している依頼人証明書が存在すること ・既に預入電子委任状設定がされていないこと ・所有者の電子委任状が設定されていないこと ・「申請ステータス」が『依頼前』又は『差戻中』であること <ul style="list-style-type: none"> ・変更後 <p>(D) 預入電子委任状設定 預入電子委任状設定の利用条件を以下に示す。</p> <p>①預入電子委任状設定は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始日を経過している依頼人証明書が存在すること ・既に預入電子委任状設定がされていないこと ・所有者の電子委任状が設定されていないこと ・「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.3	2025/12/22	P. 2-9	<p>(4) 特記事項の(E)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 (E) 預入電子委任状設定解除 預入電子委任状設定解除の利用条件を以下に示す。 ① 預入電子委任状設定解除は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入電子委任状設定がされていること ・ 「申請ステータス」が『依頼前』又は『差戻中』であること ・ 変更後 (E) 預入電子委任状設定解除 預入電子委任状設定解除の利用条件を以下に示す。 ① 預入電子委任状設定解除は、以下の条件を全て満たす場合に利用可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入電子委任状設定がされていること ・ 「申請ステータス」が『依頼前』、『差戻中』又は『依頼エラー』であること
2.3	2025/12/22	P. 2-9	<p>(4) 特記事項の(F)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 (F) 依頼データ削除 依頼データ削除の利用条件を以下に示す。 ① 依頼データ削除が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼前 ・ 差戻中 ・ 変更後 (F) 依頼データ削除 依頼データ削除の利用条件を以下に示す。 ① 依頼データ削除が利用可能な「申請ステータス」を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼前 ・ 差戻中 ・ 依頼エラー

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2. 3	2025/12/22	P. 2-12	<p>(4) 特記事項②を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「送信フラグ」あり : 申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。 申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。 担当者（送信不可）ユーザーで確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。 ・ 「送信フラグ」なし : 申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。 申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「送信フラグ」あり : <ul style="list-style-type: none"> 申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、代理人へ依頼不可。 申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、「申請ステータス」が『受付前』となり、代理人へ依頼が行われる。 担当者（送信不可）ユーザーで確定ボタンを選択した場合、エラーとなる。 ・ 「送信フラグ」なし : <ul style="list-style-type: none"> 申請内容のチェックの結果にエラーがある場合、申請情報の保存不可。 申請内容のチェックの結果にエラーがない場合、申請情報は保存されるが、代理人へ依頼は行われない。 申請内容のチェックの結果にエラーがなく、「申請ステータス」が『依頼エラー』の場合、「申請ステータス」を『依頼前』に更新する。
2. 3	2025/12/22	P. 2-25	2. 4 依頼データ一括送信を追加

OSS 申請共同利用システム
操作マニュアル

Copyright[®] 2017
公益財団法人 自動車情報利活用促進協会

本マニュアルを事前の許可なく複製、転載、再配布することを禁じます。